

借金・多重債務、消費者被害等に関する関係機関

○内容ごとの主な関係機関

○借金返済、債務超過等に関すること(債務整理)	法テラス、鳥取県弁護士会
○詐欺や悪徳商法、契約トラブル等	鳥取県消費生活センター、法テラス、鳥取県弁護士会

	機関・団体名	連絡先	業務内容等
全 県 域	鳥取県弁護士会	住 所 鳥取市東町2丁目221番地 電 話 0857-22-3912 FAX 0857-22-3920 HP URL https://toriben.jp/ 担当圏域 鳥取県東部・中部 (米子支部) 住 所 米子市加茂町2丁目72番地2 電 話 0859-23-5710 FAX 859-23-5711 担当圏域 鳥取県西部	<p>本会では、法律相談センターを窓口として、生活保護や労働問題に関する相談についても、面談相談を常時受け付けております。収入・資産が少ない方については、法テラスの法律援助により、相談料を無料とすることも可能です。また、弁護士等が加入する団体である「生活保護支援中国ネットワーク」は、弁護士等を紹介する無料電話を受け付けております(Tel. 0120-968-905、月～金(祝日を除く)9時半～17時(12時～13時を除く))。</p> <p>法律相談の結果、生活保護の申請を福祉事務所により不当に拒絶されたことが判明した場合や、高齢者・障害者・ホームレスなど自ら申請するのが困難と認められる場合等では、弁護士が生活保護申請に同行し、申請を援助する業務を行っております。生活保護申請が不当に却下された場合にも、県に対する審査請求について、弁護士に依頼することが可能です。これらの場合、弁護士費用は日本弁護士連合会の費用負担で賄うことが可能です。</p>
	日本司法支援センター 鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)	窓口名 法テラス鳥取 住 所 680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F 電 話 0570-078357 FAX 0857-20-2298 e-mail tottori@houterasu.or.jp HP URL http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/tottori/ 担当圏域 県内全域	<p>業務内容等 法テラスでは、以下の業務を行っております。必要に応じ、お問合せ、ご案内いただければ幸いです。</p> <p>○情報提供業務 法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する業務を行っています。 ⇒専門のオペレーターが対応するサポートダイヤルも設置しています。 TEL0570-078374(平日:午前9時～午後9時、土曜日:午前9時～午後5時・IP電話からは03-6745-5600) ⇒法テラス鳥取では、本人の同意等が取れた場合、関係機関への取次にも取り組んでいます。</p> <p>○民事法律扶助業務 民事法律扶助業務とは、経済的に余裕がない方(収入や預貯金等の資力が一定額以下の方)が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い(「法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う(「代理援助」「書類作成援助」)業務を行っています。 法律相談については、法テラス鳥取で実施をしている相談会のほか、契約がある弁護士・司法書士事務所、弁護士会の各相談センターでもご利用いただけます。 法律相談予約は県内全域において、法テラス鳥取までご連絡ください。</p> <p>○特定援助対象者法律相談援助業務 2018年1月24日より、高齢・障がい等で認知機能が十分でない方を対象に、資力にかかわらず、福祉機関等の支援者の方からのお申込みで弁護士・司法書士がご自宅や入所施設等への出張法律相談を行う新たな援助を開始しました。資力にかかわらずご利用いただけますが、一定の基準を超える資力をお持ちの方には、相談料(1件5,500円)をご負担いただきます。 【日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)連絡先】 電話: 0570-078357 (IP電話やプリペイド携帯の方は050-3383-5495) 住所: 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F</p>
	鳥取県中小企業労働相談所みなくる (ライフサポートセンターとっとり)	窓口名 ライフサポートセンター とっとり (一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会) 住 所 電 話 0120-82-5858 FAX 0857-32-5454 E-mail soudan5454@shore.ocn.ne.jp HP http://tottori.rofuku.net/ 対象圏域 県内全域	<p>ライフサポートセンターとっとりは、暮らしの悩みごとの相談ができます。「法律相談」と「こころの相談」は対面相談のみ(事前予約制)</p> <p>●法律相談: 弁護士による無料法律相談を県内3地区で開催(予約制1回限り)。 鳥取会場: 鳥取県労働会館、毎月第1水曜、15時～17時(1人30分) 倉吉会場: 労金倉吉支店、毎月第2木曜、15時～17時(1人30分) 米子会場: 西部労働者福祉会館、毎月第1水曜、15時～17時(1人30分)</p> <p>●こころの相談: 産業カウンセラーによる対面相談を県内2地区で開催(予約制) 倉吉会場: 倉吉交流プラザ(倉吉市立図書館)、毎月第2金曜、14時～16時(1人50分) 米子会場: 米子市立図書館、毎月第2水曜、14時～16時(1人50分)</p>

鳥取県消費生活センター

窓口名 鳥取県消費生活センター
住 所 683-0043
米子市末広町294
米子コンベンションセンター
4階

電 話 0859-34-2705
FAX 0859-34-2670
e-mail shohiseikatsu@pref.tottori.lg.jp
HP URL
<https://www.pref.tottori.lg.jp/shohiseikatsu/>
対象圏域 県内全域

・消費生活トラブルに関する苦情・相談への助言、あっせん
・弁護士による「多重債務・法律相談会」の開催
(鳥取、倉吉、米子の3か所で毎月1回、無料・事前予約制)

県内に3つの相談窓口があります。

鳥取県消費生活センター

- ・東部消費生活相談室(鳥取県庁第2庁舎2階)
- ・中部消費生活相談室(倉吉交流プラザ2階)
- ・西部消費生活相談室(米子コンベンションセンター4階)